

「認定の基準」についての分野別指針  
－森林・林業及び森林生産物－

JAB PD364:2021

第4版：2021年8月2日

第1版：2014年7月11日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 目次

0. 序文.....	3
1. 適用範囲.....	3
2. 引用文書.....	4
3. 用語と定義.....	5
4. 一般要求事項.....	6
4.1 法的及び契約上の事項.....	6
4.2 公平性のマネジメント.....	6
4.3 債務及び財務.....	6
4.4 非差別的条件.....	6
4.5 機密保持.....	6
4.6 情報の公開.....	7
5. 組織運営機構に関する要求事項.....	7
5.1 組織構造及びトップマネジメント.....	7
5.2 公平性確保のメカニズム.....	7
6. 資源に関する要求事項.....	7
6.1 認証機関の要員.....	7
6.2 評価のための資源.....	7
7. プロセス要求事項.....	8
7.1 一般.....	8
7.2 申請.....	8
7.3 申請のレビュー.....	8
7.4 評価.....	8
7.5 評価結果のレビュー.....	9
7.6 認証の決定.....	9
7.7 認証文書.....	9
7.8 認証された製品の登録簿.....	9
7.9 サーベイランス.....	10
7.10 認証に影響を与える変更.....	10
7.11 認証の終了, 範囲の縮小, 一時停止又は取消し.....	10
7.12 記録.....	10
7.13 苦情及び異議申し立て.....	11
8. マネジメントシステム要求事項.....	11
附属書 1 スキームオーナーが容認する認定.....	12
附属書 2 スキームオーナーによる認証機関の公示.....	12
附属書 3 マルチサイト COC 認証.....	12

「認定の基準」についての分野別指針  
－森林・林業及び森林生産物－

## 0. 序文

本文書は、森林管理及び／又は森林生産物の分別管理(Chain of Custody、以下、「COC」という)を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065 IDT、以下、「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関（以下、「認証機関」という）に適用する指針である。

また、森林管理認証においては、一般社団法人緑の循環認証会議(Sustainable Green Ecosystem Council, 以下、「SGEC」という)認証制度(以下、「SGEC スキーム」という)、COC 認証においては SGEC スキーム及び Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes(以下、「PEFC」という)森林認証プログラム（以下、「PEFC スキーム」という)の内、製品認証機関に関する要求事項を本指針に採用する。

## 1. 適用範囲

1.1 本指針は、SGEC スキームの下で森林管理認証を行う認証機関(以下、「森林管理認証機関」という)及び SGEC スキーム及び／又は PEFC スキーム下で COC 認証を行う認証機関(以下、「COC 認証機関」という)に適用する。

### 1.2 認証対象製品

#### 1.2.1 森林管理認証機関の認証対象製品

(SGEC スキーム)

SGEC 規準文書 5-1:2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」1.1.2 による。

#### 1.2.2 COC 認証機関の認証対象製品

(SGEC スキーム)

SGEC 規準文書 5-2:2021「SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」序論による

(PEFC スキーム)

PEFC ST 2003:2020「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」序文による

### 1.3 認証対象製品の評価

森林管理認証機関及び COC 認証機関が 1.2 項の製品を評価するための基準は以下のとおりである。

#### a) 森林管理認証：

(SGEC スキーム)

- SGEC 規準文書 3:2021(SGEC-FM 個別)
- SGEC 規準文書 3-1:2021(SGEC-FM グループ)

#### b) COC 認証：

(SGEC スキーム)

- SGEC 規準文書 4:2021(SGEC-COC)  
(PEFC スキーム)
- PEFC ST 2002:2020(PEFC-COC)

1.4 森林管理認証機関は、JIS Q 17065 の要求事項に加え、以下に規定される要求事項を満足しなければならない。

(SGEC スキーム)

- SGEC 規準文書 5-1:2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- SGEC 規準文書 5-3:2021「SGEC 認証・認定の手順」

1.5 COC 認証機関は、JIS Q 17065 の要求事項に加え、以下に規定される要求事項を満足しなければならない。

(SGEC スキーム)

- SGEC 規準文書 5-2:2021「SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」
- SGEC 規準文書 5-3:2021「SGEC 認証・認定の手順」

(PEFC スキーム)

- PEFC ST 2003:2020「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」
- PEFC 規準的文書附属文書 6「認証・認定手順」

## 2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト ([www.jab.or.jp](http://www.jab.or.jp)) で閲覧及びダウンロード可能である。

### 2.1 引用文書

- a) JIS Q 17065:2012 適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 ((ISO/IEC 17065) IDT)
- b) SGEC 規準文書 1:2021「SGEC 認証制度の管理運営規則」
- c) SGEC 規準文書 2:2021「SGEC 規格の制定」
- d) SGEC 規準文書 3:2021「SGEC 持続可能な森林管理・要求事項」
- e) SGEC 規準文書 3-1:2021「SGEC グループ森林管理・要求事項」
- f) SGEC 規準文書 4:2021「SGEC 森林及び森林外樹木産品 COC・要求事項」
- g) SGEC ガイド文書 4-1:2021「COC 使用ガイド」(未改正: PEFC-COC ガイドの改正に合わせて改正するまでは現行 SGEC 附属文書 4-2 参照)
- h) SGEC ガイド文書 4-2:2021「SGEC 特定プロジェクトの COC の実行について (ガイド)」
- i) SGEC 規準文書 5-1:2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関

に関する要求事項」

- j) SGEC 規準文書 5-2:2021 「SGEC/PEFC-COC 規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- k) SGEC 規準文書 5-3:2021 「SGEC 認証・認定の手順」
- l) SGEC 規準文書 5-4:2021 「SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」
- m) SGEC 規準文書 6:2021 「SGEC 商標使用規則-要求事項」
- n) SGEC 規準文書 6-1:2021 「SGEC/PEFC ジャパンによる SGEC 商標使用ライセンスの発行」
- o) SGEC 規準文書 6-2:2021 「SGEC/PEFC ジャパンによる PEFC 商標使用ライセンスの発行について」
- p) SGEC ガイド文書 7:2021 「SGEC 情報及び登録システム - データに関する要求事項」
- q) SGEC ガイド文書 8:2021 「SGEC 苦情処理に関する規則」
- r) PEFC 規準的文書附属文書 6 「認証・認定手順」
- s) PEFC ST 2001:2020 「PEFC 商標使用規則－要求事項」
- t) PEFC ST 2002:2020 「森林および森林外樹木製品の COC－要求事項」
- u) PEFC ST 2003:2020 「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」
- v) PEFC GD 1008:2019 「PEFC 情報および登録システム - データに関する要求事項」
- w) PEFC GD 2001:2014 「林製品の COC－使用ガイド」
- x) JIS Q 19011 (ISO 19011) 「マネジメントシステム監査のための指針」

備考 1 SGEC スキーム文書及び PEFC スキーム文書は次の URL より入手できる。

<https://sgec-pefcj.jp/認証規格文書/>

備考 2 PEFC Annex 6 では、ISO/IEC Guide 65 が引用されているが、本指針では、ISO/IEC 17065 と読み替える。

### 3. 用語と定義

※ 以降、SGEC 森林管理認証、SGEC COC 認証、PEFC COC 認証の各要求事項には文頭にそれぞれ[SGEC-FM]、[SGEC-COC]、[PEFC-COC]と付す。また、各認証に共通の指針がある場合は[共通]と付す。

#### [SGEC-FM]

SGEC 規準文書 3 3 項及び SGEC 規準文書 3-1 3 項による。

#### [SGEC-COC]

SGEC 規準文書 5-2 3 項による。

#### [PEFC-COC]

PEFC ST 2003 3 項による。

#### 4. 一般要求事項

##### 4.1 法的及び契約上の事項

###### 4.1.1 法的責任

[共通]

JIS Q 17065 4.1.1 項による。

###### 4.1.2 認証の合意

[共通]

JIS Q 17065 4.1.2 項による。

###### 4.1.3 ライセンス，認証及び適合マークの使用

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 4.1.3 項による他、SGEC 規準文書 6 及び SGEC 規準文書 6-1 による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 4.1.3 項による他、SGEC 規準文書 6 及び SGEC 規準文書 6-1 による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 4.1.3 項による他、PEFC ST 2001、PEFC ST 2003 4.1 項、SGEC 規準文書 6 及び SGEC 規準文書 6-2 による。

##### 4.2 公平性のマネジメント

[共通]

JIS Q 17065 4.2 項による他、SGEC 規準文書 5-3 2.1 アによる。

##### 4.3 債務及び財務

[共通]

JIS Q 17065 4.3 項による。

##### 4.4 非差別的条件

[共通]

JIS Q 17065 4.4 項による

##### 4.5 機密保持

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 4.4 項による他、SGEC 規準文書 5-1 1.1.7 項による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 4.4 項による他、SGEC 規準文書 5-2 4.5 項による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 4.4 項による他、PEFC ST 2003 4.5 項による。

#### 4.6 情報の公開

[共通]

JIS Q 17065 4.6 項による。

### 5. 組織運営機構に関する要求事項

#### 5.1 組織構造及びトップマネジメント

[共通]

JIS Q 17065 5.1 項による。

#### 5.2 公平性確保のメカニズム

[共通]

JIS Q 17065 5.2 項による。

### 6. 資源に関する要求事項

#### 6.1 認証機関の要員

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 6.1 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.2 項及び附属書 3、SGEC 規準文書 5-3 2.2 項及び附属書による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 6.1 項による他、SGEC 規準文書 5-2 6.1 項及び SGEC 規準文書 5-3 2.2 項及び附属書による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 6.1 項による他、PEFC ST 2003 6.1 項及び PEFC 規準的文書附属文書 6 3.2 項による。

#### 6.2 評価のための資源

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 6.2 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.2 項による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 6.2 項による他、SGEC 規準文書 5-2 6.2 項による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 6.2 項による。

## 7. プロセス要求事項

### 7.1 一般

#### [SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.1 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.3 項による。  
グループ FM 認証プロセスは SGEC 規準文書 5-1 附属書 4 による。

#### [SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.1 項による他、SGEC 規準文書 5-2 7.1 項による。

#### [PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.1 項による他、PEFC ST 2003 7.1 項による。

### 7.2 申請

#### [SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.2 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.3.1 項による。なお、認証機関は、認証申請者が SGEC 規準文書 5-1 1.1.5.1 項を満たすことを確実にしなければならない。

#### [SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.2 項による他、SGEC 規準文書 5-2 7.2 項による。

#### [PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.2 項による他、PEFC ST 2003 7.2 項による。

### 7.3 申請のレビュー

#### [SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.3 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.3.1.2.3 項による。

#### [SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.3 項による他、SGEC 規準文書 5-2 7.3 項による。

#### [PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.3 項による他、PEFC ST 2003 7.3 項による。

### 7.4 評価

#### [SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.4 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.3.2 項による。

#### [SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.4 項による他、SGEC 規準文書 5-2 7.4 項による。特定プロジェクトの COC 認証は SGEC ガイド文書 4-2 に照らして評価する。



[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.4 項による他、PEFC ST 2003 7.4 項による。特定プロジェクトの COC 認証は PEFC GD2001 付属文書 1：特定のプロジェクトに関わる PEFC-COC の実行に関するガイダンスに照らして評価する。

7.5 評価結果のレビュー

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.5 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.3.2.3.3 項による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.5 項による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.5 項による。

7.6 認証の決定

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.6 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.3.2.4 項による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.6 項による他、SGEC 規準文書 5-2 7.6 項による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.6 項による他、PEFC ST 2003 7.6 項による。

7.7 認証文書

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.6 項による他、SGEC 規準文書 5-1 2.3.3 項、SGEC 規準文書 6-1 3 項による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.6 項による他、SGEC 規準文書 5-2 7.7 項、SGEC 規準文書 6-1 3 項による。また、SGEC ガイド文書 7 附属書 2 の製品カテゴリーを特定する。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.6 項による他、PEFC ST 2003 7.7 項による。また、PEFC GD 1008 附属書 2 の製品カテゴリーを特定する。

7.8 認証された製品の登録簿

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.8 項による他、取消しを含む認証状況とその適用範囲の変更については

SGEC 規準文書 5-1 2.3.4 項、SGEC 規準文書 5-3 3.2 項に基づき SGEC 規準文書 1 の付属書 3-1 の報告書様式を用いて SGEC/PEFC ジャパンに報告しなければならない。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.8 項による他、取消しを含む認証状況とその適用範囲の変更については SGEC 規準文書 5-2 7.7.6 項、SGEC 規準文書 5-3 3.2 項に基づき SGEC 規準文書 1 の付属書 3-2(ただし、必要な場合には、付属書 3-3 を含む)の報告書様式を用いて SSGEC/PEFC ジャパンに報告しなければならない。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.8 項による他、PEFC ST 2003 7.8 項による。

7.9 サーベイランス

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.9 項による他、SGEC 規準文書 1 3.4.2 項による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.9 項による他、SGEC 規準文書 1 4.4.2 項による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.9 項による他、PEFC ST 2003 7.9 項による。

7.10 認証に影響を与える変更

[SGEC-FM] [SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.10 項による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.10 項による他、PEFC ST 2003 7.10 項による。

7.11 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 7.11 項による他、取消しは SGEC 規準文書 1 3.6 項による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.11 項による他、取消しは SGEC 規準文書 1 4.7 項による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.11 項による他、PEFC ST2003 7.11 項による。

7.12 記録

[SGEC-FM] [SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.12 項による。

[PEFC-COC]

PEFC ST2003 7.12 項による。

7.13 苦情及び異議申し立て

[SGEC-FM] [SGEC-COC]

JIS Q 17065 7.13 項による他、SGEC 規準文書 18 項による。

[PEFC-COC]

JIS Q 17065 7.13 項による他、PEFC ST 2003 7.13 項による。

8. マネジメントシステム要求事項

[SGEC-FM]

JIS Q 17065 8 項による。

[SGEC-COC]

JIS Q 17065 8 項による他、SGEC 規準文書 5-28 による

[PEFC COC]

JIS Q 17065 8 項による他、PEFC ST 2003 8 項による。

附則 第4版は発行日以降に立案され、本指針で引用されている基準を適用する審査に適用する。

附属書 1 スキームオーナーが容認する認定

[SGEC] SGEC 規準文書 1 5.1 項による。

[PEFC] PEFC ST 2003 附属書 2 による。

附属書 2 スキームオーナーによる認証機関の公示

[SGEC] SGEC 規準文書 1 5.2 項による。

[PEFC] PEFC ST 2003 附属書 1 による。

附属書 3 マルチサイト COC 認証

[SGEC] SGEC 規準文書 1 4.3.2(2)及び基準文書 4 附属書 2 による。

[PEFC] PEFC ST 2003 附属書 3 による。

## 改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2014-07-11	プログラムマ ネージャー (製品)	製品技術委 員会
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS Q17065の項番と整合</li> <li>・ SGEC文書における以下の事項に関 わる改定への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 製品評価要員力量要件明確化 (6.1)</li> <li>— 製品評価方法ガイダンス明確化 (7.4)</li> <li>— 「統合CoC管理事業体」審査明 確化(7.1)</li> <li>— PEFCロゴ・ライセンスの SGEC規定への取り込み(4.1.3)</li> <li>— PEFCコードの追加によるICS コードの追加と対比表追加(7.7, 附属書4)</li> </ul> </li> <li>・ PEFC ST2001:2012第2版発行によ る改定</li> </ul>	2016-05-26	プログラムマ ネージャー (製品)	製品技術委 員会
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SGEC文書における以下の事項に関 わる改定への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>—SGEC及びPEFCの相互承認を踏 まえた修正・追加(0, 4.1.3, 7.8, 附属書3)</li> <li>—SGEC引用文書追加(2.1)</li> <li>—グループ森林管理に係わる追加 (3.2, 7.1)</li> <li>—森林評価時の確認事項明確化 (7.4)</li> <li>—審査調書の明確化(7.4)</li> <li>—プロジェクト認証明確化(7.4)</li> </ul> </li> <li>・ その他誤記修正・要求事項明確化</li> </ul>	2017-09-27	プログラムマ ネージャー (製品)	製品技術委 員会
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SGEC-FM/SGEC-COC基準文書、 及びPEFC-COC基準文書改定への 対応(全般)</li> </ul>	2021-08-02	技術担当 (製品)	製品・要 員・VVマネ ジャー

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ スキームオーナーとの調整事項反映<ul style="list-style-type: none"><li>— 「ICSコード」から、SGEC-COC及びPEFC-COCで使用している「製品カテゴリー」に変更するため、関連記述を修正及び削除(7.7, 附属書4)</li></ul></li><li>・ その他誤記修正・要求事項明確化</li></ul>			

公益財団法人日本適合性認定協会  
〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2 番 3 号  
NMF 芝ビル 2F  
Tel. 03-6823-5700 Fax. 03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。